

第19回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日(水)午後1時00分から
 2. 開催場所 川西町役場 中会議室
 3. 出席委員(10名)
会長 10番 大沼 藤一
会長職務代理者 9番 新野 勝廣
委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子
 4. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会期の決定
第4 報告第34号 非農地証明の結果報告について
第5 議第106号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 議第107号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)
第7 議第108号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)
第8 議第109号 農地の権利取得後における下限面積基準の設定について
 5. 農業委員会事務局職員
事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也
主事 玉田 絵里子
 6. 会議の概要
(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)
- 議長 大沼 藤一
ただ今より、第19回川西町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は、10名であります。
川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。
本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。
日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席9番新野勝廣委員、議席1番鈴木秀男委員を指名します。
日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとするごとにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第34号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

1ページをお開き下さい。報告第34号、非農地証明の結果報告について、願い件数は2件です。2ページをお開きください。願い人●●、土地については、大字下大舟字渋田336番3、地目は田で262m²、計田3筆352m²、非農地となった時期及び事由については、申請地について少なくとも20年以上前から一団の住宅敷地として利用されてきました。建物自体は取り壊されていますが、現在は雑草、農地として見られる状態ではなく、原野化しており農地としての復元が難しい土地です。令和3年8月19日に現地調査を行い、調査の結果上記のとおり相違ありません。佐々木委員と市川委員と高橋事務局長補佐が現地確認しております。続きまして3ページお開きください。願い人●●、土地については大字上小松字高田1965番3、田63m²、計田3筆306m²、非農地となった時期及び事由については、申請地について、20年以上前から一団の住宅敷地として利用されてきました。依然として一団の敷地として利用されており、農地としての復元は困難な土地です。令和3年8月19日に現地調査を行い、上記のとおり相違ありません。佐々木委員と市川委員、高橋事務局長補佐で確認しております。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、議第106号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で整理番号3番は、議席3番高橋孝博委員本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、当該案件の審議中は室外に退席を求めるごとにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席3番高橋孝博委員については、当該案件について審議中は室外に退席といたします。

それでは始めに、整理番号3番の件について審議を行いますので、議席3番高橋孝博委員は室外に退席願います。

(高橋孝博委員退席)

整理番号3番の件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

4ページをご覧ください。議題106号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があつたので、受理、不受理を決定されたい。令和3年8月25日提出、川西町農業委員会会長名。番号3番●●、●●、大字中小松字吉原3673-1、田715m²、平成31年3月28日から3年間、10a借賃●●円、こちらは誤謬によるものです。なおこちらについては、賃貸人が自作しており、本来別の筆を賃貸借契約するところを誤って異なる今回の農地を契約となっていたため解約するものとなります。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号3番について、受理することに賛成の委員の挙手を求めてます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

高橋孝博委員の復席を求めてます。

(高橋孝博委員着席)

次に、決定いただきました整理番号3番を除いた各案件について、事務局の説明を求めてます。

主事 玉田 絵里子

番号1番●●、●●、大字上小松字根岸2896、田209m²、計田1筆209m²、畑8筆6, 628m²、平成11年7月26日から5年間、10a借賃、田が●●円、畑が●●円、解約後、自作するものです。2番●●、●●、大字上小松字高田1965-3、田63m²、計田3筆306m²、平成25年7月25日から10年間、10a借賃●●円、誤謬によるものです。なお、こちらについては先の非農地証明案件の農地になります。続きまして次のページをご覧ください。4番●●、●●、大字西大塚字安海檀1388-1、田1, 982m²、平成29年6月1日から5年間、10a借賃●●円、解約後、転用するものです。これ以降5番から13番については、付記はすべて解約後転用するものですので、付記の読み上げは省略させていただきます。なお、4番から13番についてはすべてメディカルタウン関係の解約となります。5番●●、●●、大字西大塚字安海檀1446、田3, 590m²、計田2筆4, 601m²、平成27年5月1日から10年間、10a借賃●●円。6番●●、●●、大字西大塚字安海檀1620、田1, 947m²、計田2筆2, 062m²、令和元年12月26日から5年間、10a借賃●●円。7番●●、●●、大字西大塚字横道1334、田862m²、計田3筆1, 293m²、平成4年2月18日から10年間、10a借賃●●円。8番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字西大塚字安海檀1390-1、田1, 395m²、計田2筆3, 076m²、平成27年12月28日から10年間、10a借賃●●円。9番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、菊田農事組合法人代表理事、金子昭雄、内容は8番と同じです。次のページをご覧ください。10番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字西大塚字安海檀1391-5、田902m²、平成27年12月28日

から10年間、10a借賃●●円。11番、やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、●●、内容は10番と同じです。12番●●、やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字西大塚字横道1335-1、田1、184m²、平成27年12月28日から10年間、10a借賃●●円。13番、やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、●●、内容は12番と同じです。14番●●、やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字下小松字上田中679-2、田11m²、平成29年10月30日から10年間、10a借賃●●円。こちらについては、地籍調査にともない時効取得ということで、他者に所有者が移ったため今回解約するものです。15番、やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、●●、内容は14番と同じです。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めるます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号3番を除く各案件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

日程第6、議第107号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めるます。

主査 竹田 智弘

7ページをお開きください。議題107号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があつたので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年8月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。1番、譲渡人●●、譲受人●●、●●、土地については大字上小松字平谷地5095-842、地目は畠で411m²です。使用目的は一般住宅で、申請地を譲り受け住宅を新築するものです。2番譲渡人●●ほか3名、譲受人山形県住宅供給公社理事長、若松正俊、土地については、大字西大塚字横道1334、田862m²、計田8筆6,051.86m²、使用目的は、宅地造成で申請地を譲り受けメディカルタウン整備に伴う宅地造成を行うものです。

お配りしております農地転用補足資料No.1で補足させていただきます。番号1番についてですが、資料の3ページの部分が今回の申請地となります。農地区分は第3種農地です。土地利用計画図については、5ページのとおりで、一般住宅を建築するための申請です。農地については、必要な面積を分筆しての申請となっています。事業費は●●万円で、全額融資で調達する計画です。融資証明書により確認しております。污水排水等は公共下水道で、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。続いて、番号2番について補足させていただきます。資料No.1の9ページをお開きいただきまして、9ページの部分が今回の申請地

となります。農地区分については第3種農地と第1種農地の併用です。土地利用計画図については、11ページのとおりで、メディカルタウン整備に伴う宅地造成のための申請です。事業費は●億●●万●千円で、全額自己資金で調達する計画です。残高証明書により確認しております。事業費のうち土地取得費については●●万●千円、平米当たり●●円の単価です。汚水排水等は公共下水道、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

番号1番について、令和3年8月19日に市川委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、上小松地内にある畑であり、一般住宅を建築するための申請です。転用後の造成については、盛土、切土を行い、芝張りで法面を保護するなど、周辺農地への影響もないため、申請の内容は問題ないと判断します。

議長 大沼 藤一

番号2番についてもお願ひいたします。

委員 佐々木 一宏

番号2番について、令和3年8月19日に市川委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内にある田であり、メディカルタウン整備に伴う住宅造成をするための申請です。転用後の造成については約1.5mの盛土を行いますが、法面は土留めで保護を行い、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題ないと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第7、議第108号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

8ページをお開きください。議題108号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があつたので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年8月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番貸人●●、借人●●、●●、土地については、大字吉田字宝昌寺裏1657-16、畠67m²、計畠3筆で166.83m²です。使用目的は一般住宅で、申請地を借り受け、住宅を新築するものです。こちらについても別添資料No.1の補足資料により補足させていただきます。別添資料の15ページをお開きいただきまして、こちらが今回の申請地となります。農地区分は第1種農地と判断します。土地利用計画図については、最後の17ページのとおりで、一般住宅を建設するための申請です。なお、農地のほかに併用地として宅地がありますが、17ページの黄色の枠の部分が併用地の宅地です。赤で囲っているところが農地で、今回の申請地となります。事業費は●●千万円で、全額融資で調達する計画です。融資証明書により確認しております。汚水排水等は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

番号1番について、令和3年8月19日に、市川委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は吉島地内にある畠であり、一般住宅を建築するための申請です。転用後の造成については、申請地が平地であるため行わず、法面もありません。周辺農地への影響もなく、申請の内容に問題ないと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

日程第8、議題109号、農地の権利取得後における下限面積基準の設定についてを上程いたし

ます。

事務局の説明を求める。

主査 竹田 智弘

議題109号、農地の権利取得後における下限面積基準の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準の検討を行った結果、本町全域の下限面積を30アールにしたいので審議を求める。令和3年8月25日提出、川西町農業委員会会長名。提案理由として、平成30年6月25日開催の第17回農業委員会総会で決定した農地法施行規則第17条第1項に規定する別段の面積を継続するためです。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について本町全域の下限面積を従来と同じ30アールとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件については本町全域の下限面積を30アールと決定いたします。

以上をもちまして、第19回川西町農業委員会総会を閉会いたします。